新		IE
自貨第104号	自環第245号平成8年11月1日一部改正平成14年1月17日一部改正平成16年12月24日一部改正平成19年5月1日一部改正平成21年9月29日一部改正平成21年11月20日一部改正平成22年4月28日一部改正平成25年9月17日一部改正中和元年10月31日一部改正令和2年11月18日	自貨第104号 自環第245号 平成8年11月1日 一部改正 平成14年1月17日 一部改正 平成16年12月24日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年4月28日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 令和元年10月31日
各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿	<u>一部改正 令和7年 2月28日</u> 自動車交通局長	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 自動車交通局長
貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。) 第18条の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。		貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等 について 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。) 第20条の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準に ることとされたい。
 通則 (1)(略) (2)行政処分は、法<u>第17条</u>の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格 		 通則 (1)(略) (2)行政処分は、法第19条の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格

(2) 行政処分は、法<mark>第17条</mark>の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格 者証の交付を受けた者(以下「資格者」という。)の運行管理者資格者証の返納 とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

(3) 処分等は、2及び3により行うものとする。 なお、2(4)及び3の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保 (2) 行政処分は、法<mark>第19条</mark>の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者(以下「資格者」という。)の運行管理者資格者証の返納とする。

また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。
 - なお、2(4)及び3の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保

に関する違反(法<mark>第16条</mark>第2項及び法<mark>第20条</mark>第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。)、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)及び累違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

- 2 運行管理者資格者証の返納命令処分
- (1)(略)
- (2) 法第16条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議、同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

- $(3) \sim (6)$ (略)
- (7)運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法<u>第17条</u>第 2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格 者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場 合も同様とする。
- 3 (略)
- 附 則(略)
- <u>附</u> 則(令和7年2月28日付け国自貨第675号、国自安第171号) この通達は、令和7年4月1日から施行する。

に関する違反(法<mark>第18条</mark>第2項及び法<mark>第22条</mark>第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。)、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)及び累違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

- 2 運行管理者資格者証の返納命令処分
- (1)(略)
- (2) 法<mark>第18条</mark>第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

- $(3) \sim (6)$ (略)
- (7)運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法<mark>第19条</mark>第 2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格 者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場 合も同様とする。
- 3 (略)

附 則(略)

(新設)